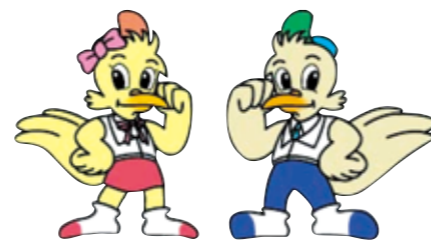


外出にお困りの方へ



移送支援サービス“いこ〜で” (介護保険の市町村特別給付)

“坂のまち長崎”で外出のお手伝いをするサービスとして、「移送支援サービス（愛称：いこ〜で）」を実施しています。外出のときにお困りの方はご相談ください。

ご利用できる方	要介護・要支援認定を受けている方で、自宅から車道まで階段があるか、または、車が通れない路地奥等に自宅がある方
サービス内容	<p>自宅から車道まで、ヘルパー2級以上の資格を持ち、長崎市が行う研修を修了した移送介護員が外出介助を行います。</p> <p>①通所サービス等を利用する時（場合によっては、短期入所サービスを利用する時も利用可）</p> <p>②通院、買物などの日常生活において必要な時</p>
利用回数	<p>①通所サービスなど介護保険サービスや介護予防・日常生活支援総合事業利用時において利用する場合は、ケアプランもしくは介護予防ケアプランで計画した回数</p> <p>②通院、買物などにおいて利用する場合は、1月あたり24回まで</p>
利用料	サービスを利用したときに、利用者にお支払いいただく利用料は、サービス提供時間が30分未満のとき移送介護員1人につき100円です。
利用方法	<p>①介護保険課へ申請してください。</p> <p>②審査（もしくは調査）を行います。</p> <p>③利用申請が承認されると「移送支援サービス利用者証」が交付されます。</p> <p>【予約方法】</p> <p>○担当のケアマネジャーもしくは、地域包括支援センターの担当職員へ予約の連絡をしてください。</p> <p>○担当のケアマネジャーもしくは、地域包括支援センターの担当職員がお決まりでない場合、入所・入院中の場合は、介護保険課へご連絡ください。</p>

介護保険 Q&A

- Q** 認定の申請をしましたが、結果が出る前にサービスは利用できますか？
- A** 暫定プランによりサービスを利用できます。ただし、認定結果によっては非該当になる場合や介護保険で利用できるサービスの支給限度額が変わる場合がありますので、ケアマネジャーとよく相談し、サービスを利用してください。
-
- Q** 以前はできたのですが、最近歩行が困難になってきました。現在のサービスでは足りないと感じるのですが、要介護度の変更はできますか？
- A** 要介護認定期間は一定の期間が設けられていますが、その間に心身の状況が変わることもあります。その場合には「変更申請」ができます。詳しくは、高齢者すこやか支援課へご相談ください。
-
- Q** 現在、要介護認定を受けていますが、他の市区町村に引っ越したらどうなりますか？
- A** すでに要介護認定を受けている方が他の市区町村に引っ越した場合は、審査を経なくても、引っ越し先の市区町村ですぐに認定されます。詳しくは、高齢者すこやか支援課へご相談ください。
-
- Q** 運動が苦手なのですが、介護予防の筋力トレーニングなどは、どうしてもやらなければなりませんか？
- A** 強制ではありません。しかし、軽度の方は、適切な運動をすることで、もとの元気な状態に戻れる可能性が十分ありますので、できる範囲で取り組んでみてください。介護予防サービスの筋力トレーニングは、その方の体力にあわせた内容になりますので、スタッフとよく相談してみましょう。
-
- Q** 介護サービスをキャンセルした場合、サービス利用料を支払う必要はありますか？
- A** 急な用事などでサービスを利用しなかった場合は、キャンセル料のみを事業者を支払います。利用していないサービスの料金を支払う必要はありません。キャンセル料は事業者によって異なりますので、契約の際に納得できる金額か確認しましょう。

しくみと加入者
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
費用の支払い
地域支援事業
在宅生活支援事業
介護保険料